

沖縄県公報

(号 外)

発行人
沖縄県総務部
文書課
電話55-7174

目 次

ページ

告 示

○昭和47年第1回沖縄県議会（臨時会）の招集（告示第1号）	1
○沖縄県庁正表札を定める告示（告示第2号）	4
○沖縄県章の制定（告示第3号）	5
○沖縄県民の歌の制定（告示第4号）	6
○指定金融機関の告示（告示第5号）	10
○沖縄県財務規則に基づくかいの指定（告示第6号）	13
○公衆浴場の入浴料金（告示第7号）	14
○保存血液の購入価格（告示第8号）	15
○健康保険法等に基づく金銭以外の報酬の標準価格（告示第9号）	15
○健康保険法等に基づく看護料算定基準（告示第10号）	15
○建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験の受験資格（告示第11号）	16
○沖縄県職員の駐在等に関する規程（告示第12号）	17

告 示

沖縄県告示第1号

昭和47年第1回沖縄県議会（臨時会）を次のとおり招集する。

昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

- 1 招集の日時 昭和47年5月15日 午前6時
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂
- 3 付議すべき事件
 - (1) 議長選挙について
 - (2) 副議長選挙について
 - (3) 沖縄県条例等の公布に関する条例
 - (4) 沖縄県庁の位置を定める条例
 - (5) 沖縄県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例
 - (6) 沖縄県部設置条例
 - (7) 沖縄県行政機関設置条例
 - (8) 沖縄県支庁設置条例

- (9) 沖縄県陸運事務所設置条例
- (10) 沖縄県附属機関設置条例
- (11) 沖縄県人事委員会設置条例
- (12) 沖縄県職員定数条例
- (13) 沖縄県職員の分限に関する条例
- (14) 沖縄県職員の服務の宣誓に関する条例
- (15) 沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- (16) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
- (17) 沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (18) 沖縄県職員団体の登録に関する条例
- (19) 沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
- (20) 沖縄県職員の給与に関する条例
- (21) 沖縄県職員の旅費に関する条例
- (22) 沖縄県職員の退職手当に関する条例
- (23) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例
- (24) 県税の特例措置等に関する条例
- (25) 沖縄県特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (26) 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (27) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (28) 参考人等に対する実務弁償に関する条例
- (29) 沖縄県監査委員条例
- (30) 旧沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者に対する恩給支給条例
- (31) 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
- (32) 沖縄県青少年保護育成条例
- (33) 沖縄県交通安全対策会議条例
- (34) 沖縄県青少年問題協議会設置条例
- (35) 沖縄県固定資産評価審議会条例
- (36) 沖縄県税条例
- (37) 沖縄県行政財産使用料条例
- (38) 沖縄県使用料及び手数料条例
- (39) 沖縄県延滞金徴収条例
- (40) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- (41) 沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付等に関する条例
- (42) 沖縄県物品調達基金条例
- (43) 沖縄県特別会計設置条例
- (44) 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- (45) 沖縄県病院事業の設置及び管理に関する条例
- (46) 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例
- (47) 沖縄県社会福祉法人の助成に関する条例
- (48) 沖縄県世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例
- (49) 沖縄県保母修学資金貸与条例
- (50) 沖縄県寡婦福祉資金貸付条例
- (51) 沖縄県看護婦等修学資金貸与条例
- (52) 沖縄県薬局等の配置の基準を定める条例

- 53 沖縄県准看護婦試験委員条例
- 54 沖縄県公衆浴場基準条例
- 55 沖縄県興業場基準条例
- 56 旅館業法施行条例
- 57 沖縄県医療福祉基金条例
- 58 沖縄県薬事審議会設置条例
- 59 沖縄県医療機関整備審議会条例
- 60 沖縄県結核診査協議会条例
- 61 沖縄県精神衛生診査協議会条例
- 62 沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例
- 63 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例
- 64 沖縄県パインアップルかん詰類検査条例
- 65 沖縄県港湾管理条例
- 66 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例
- 67 沖縄県道路占用料徴収条例
- 68 建築基準法施行条例
- 69 沖縄県都市計画地方審議会条例
- 70 沖縄県学校職員の定数に関する条例
- 71 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例
- 72 沖縄県立高等学校授業料等徴収条例
- 73 沖縄県立教育機関設置条例
- 74 沖縄県立教育機関使用料徴収条例
- 75 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 76 沖縄県文化財保護条例
- 77 沖縄県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
- 78 沖縄県警察職員の定員に関する条例
- 79 沖縄県警察の組織に関する条例
- 80 沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例
- 81 沖縄県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例
- 82 沖縄県警察関係手数料条例
- 83 風俗営業等取締法施行条例
- 84 沖縄県公営企業の設置等に関する条例
- 85 沖縄県日雇労働者就職支度金貸付条例
- 86 沖縄県立専修職業訓練校の設置及び管理に関する条例
- 87 沖縄県水道料金徴収条例
- 88 沖縄県公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 89 沖縄県公害防止条例
- 90 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例
- 91 沖縄県石油価格調整税条例
- 92 沖縄県議会委員会条例
- 93 沖縄県議会図書室条例
- 94 昭和47年度沖縄県一般会計暫定予算
- 95 昭和47年度沖縄県農業改良資金特別会計暫定予算
- 96 昭和47年度沖縄県中小企業近代化資金特別会計暫定予算

- 97 昭和47年度沖縄県訓練飛行場特別会計暫定予算
- 98 昭和47年度沖縄県母子福祉資金特別会計暫定予算
- 99 昭和47年度沖縄県寡婦福祉資金特別会計暫定予算
- (100) 昭和47年度沖縄県下水道事業特別会計暫定予算
- (101) 昭和47年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計暫定予算
- (102) 昭和47年度沖縄県旧琉球政府の債権及び債務の処理に関する特別会計暫定予算
- (103) 昭和47年度沖縄県病院事業特別会計暫定予算
- (104) 昭和47年度沖縄県公営企業会計（水道事業）暫定予算
- (105) 昭和47年度沖縄県公営企業会計（工業用水道事業）暫定予算
- (106) 流域下水道の維持管理に要する負担金
- (107) 沖縄県指定金融機関の指定について
- (108) 沖縄県農業信用基金協会の会員となることについて

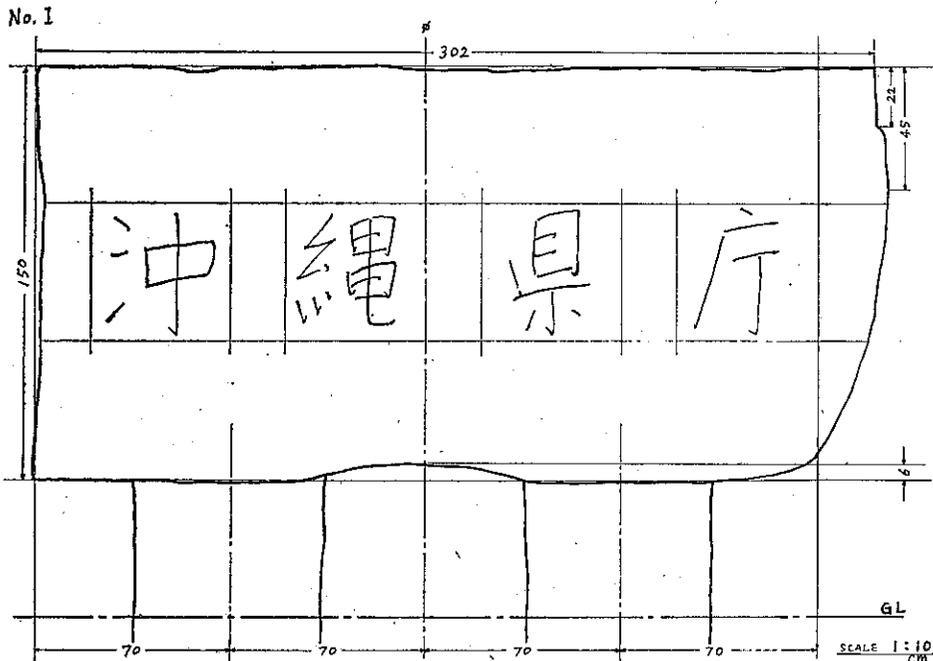
沖縄県告示第2号

沖縄県庁正表札を次のように定めたので告示します。

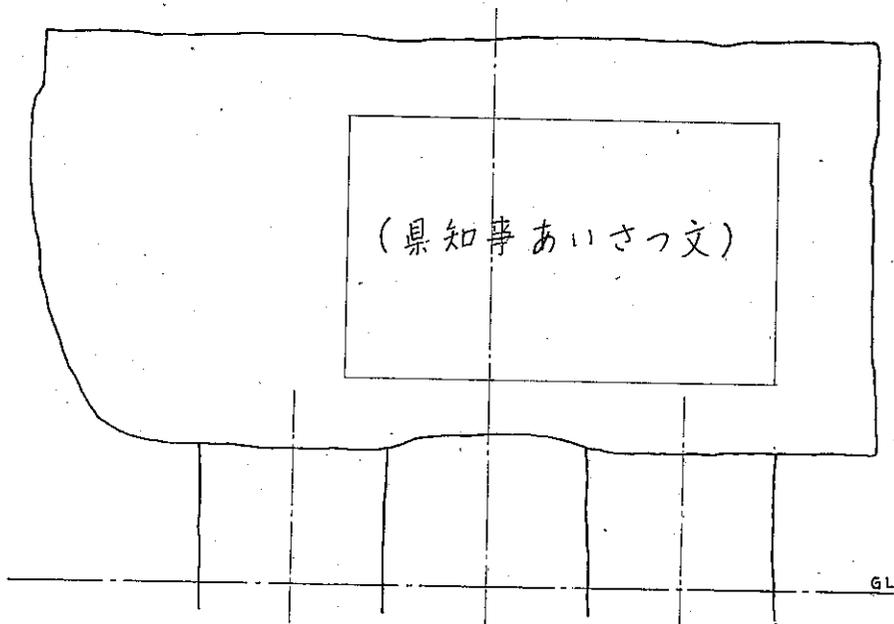
昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県庁正表札の規格は、次のとおりとする。



No. 2



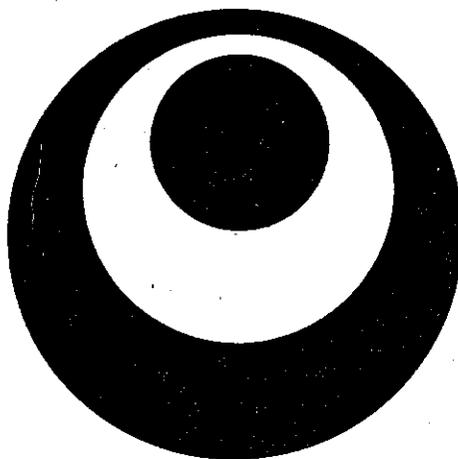
沖縄県告示第3号

沖縄県章を次のとおり定めたので、告示します。

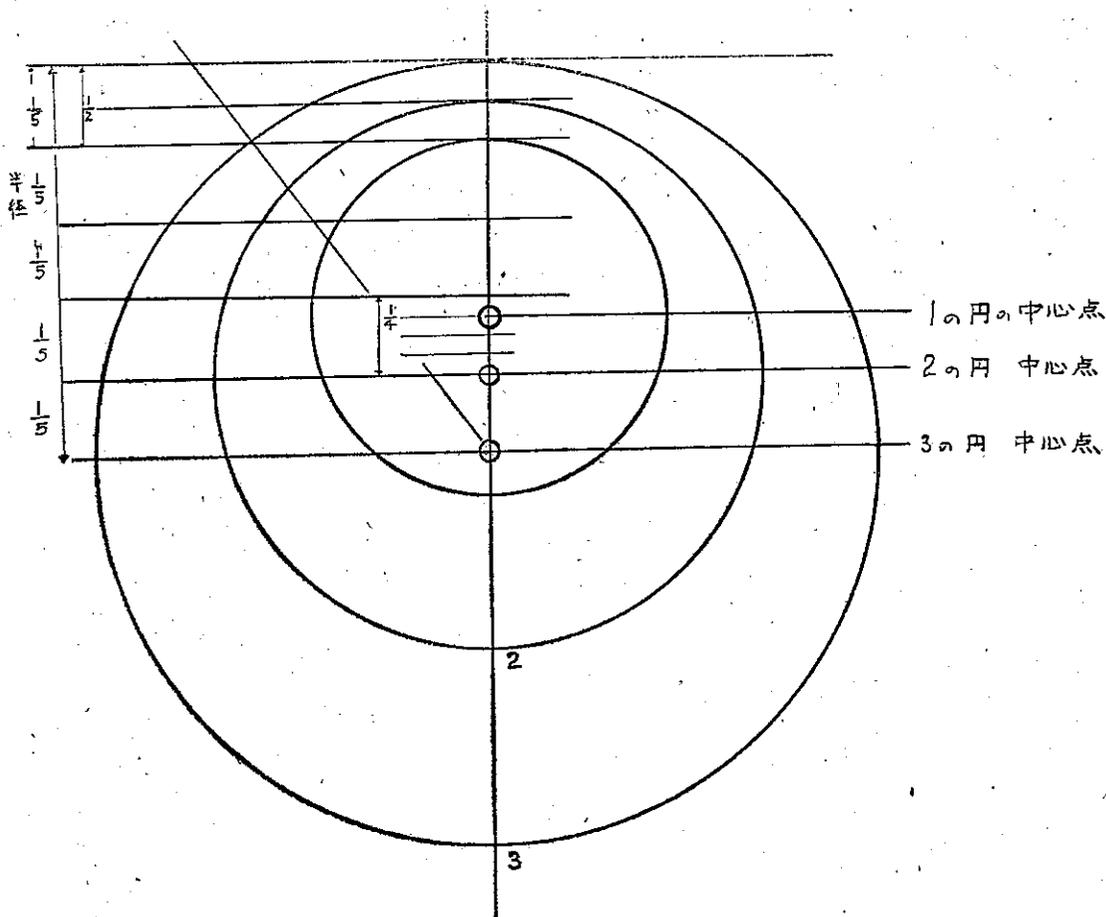
昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

1 沖縄県章の図柄は、次のとおりとする。



2 沖縄県章の図法は、次のとおりとする。



沖縄県告示第4号

沖縄県民の歌を次のとおり定めたので、告示します。

昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県民の歌

沖縄県民の歌進定委員会進定

作詞 宮里静湖

補作 沖縄県民の歌進定委員会

作曲 城間 繁

生き生きと ♩ = 約108.

First system of musical notation, featuring piano and bass staves with a dynamic marking of *ff*.

Second system of musical notation, featuring piano and bass staves with tempo markings *poco rit* and *a tempo*.

Third system of musical notation, including a vocal line with lyrics and piano accompaniment.

あけゆくきよき うなはらに
くさかりあなき る おおむらに

Fourth system of musical notation, including a vocal line with lyrics and piano accompaniment.

なごむしまし まくもはあて
あしあいでい こはなそあて

Fifth system of musical notation, including a vocal line with lyrics and piano accompaniment.

せかいにひやくあけのあはれ
しやまいはつみつたえな
よよにうけつたえな

First system of the musical score. It consists of a vocal line on a treble clef staff and a piano accompaniment on a grand staff (treble and bass clefs). The key signature has one sharp (F#) and the time signature is 4/4. The lyrics are written below the vocal line.

Second system of the musical score, continuing the vocal and piano parts from the first system.

Third system of the musical score. It includes dynamic markings such as *ff* (fortissimo) and *dolce* (dolce). The piano accompaniment features a prominent bass line.

Fourth system of the musical score. It includes dynamic markings such as *fff* (fortississimo) and repeat signs with first, second, and third endings. The piano accompaniment has a complex texture.

※ コア部の合唱(楽譜別記)伴奏に使用する時は一全音高く移調L

Kdurで弾くこと。

沖 縄 県 民 の 歌

沖縄県民の歌選定委員会選定

作 詞 宮 里 静 湖
 補 作 沖縄県民の歌選定委員会
 作 曲 城 間 繁

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | 明けゆく清き
なごむ島々
世界にひびく
試練の歴史
いま 栄光の
ああわれら
おきなわの | 海原に
雲晴れて
暁 <small>あけ</small> の鐘
のり越えて
朝に立つ
われらは誓う
永 <small>と</small> 遠の平和を |
| 2 | 黒潮めぐる
みどりの山 <small>さん</small> 河 <small>が</small>
自主開発
新沖縄の
いま はらからは
いざわれら
ふるさとの | 百 <small>もも</small> 浦 <small>うら</small> に
照り映えて
ゆたかなる
建設に
競いたつ
われらは築く
永 <small>と</small> 遠 <small>きかえ</small> の繁栄を |
| 3 | 光みなぎる
燃えるでいごの
代々に承 <small>う</small> けつぎ
民族文化
いま ふるさとの
ああわれら
おきなわの | 大空に
花染めて
伝えきた
さん然と
地を照らす
われらはつくる
未 <small>あす</small> 来の文化を |

沖縄県告示第5号

沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)、第213条の規定に基づき、沖縄県指定金融機関公金取扱店及び沖縄県指定代理金融機関公金取扱店は次のとおり定める。

昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県指定金融機関公金取扱店

店 舗 名	位 置
沖 縄 銀 行 本 店	那覇市久茂地3丁目10番地1
沖 縄 県 庁 出 張 所	〃 泉崎1丁目2番地32
同 高 橋 支 店	〃 前島2丁目13番地5
同 若 狭 支 店	〃 若狭3丁目52番地
同 若 松 支 店	〃 松山1丁目13番地7
同 波 之 上 支 店	〃 若狭1丁目1番地4
同 天 妃 支 店	〃 久米1丁目2番地1
同 古 波 蔵 支 店	〃 字古波蔵340番地の28
同 古波蔵支店 出 張 所	〃 字上間563番地の1
同 与 儀 支 店	〃 字与儀388番地の1
同 開 南 支 店	〃 字樋川72番地の1
同 開南支店 出 張 所	〃 字二中前68番地
同 壺 屋 支 店	〃 字樋川48番地の2
同 識 名 支 店	〃 字寄宮83番地
同 市 場 支 店	〃 牧志町1丁目809番地5
同 む つ み 橋 支 店	〃 牧志町1丁目790番地
同 牧 志 支 店	〃 牧志町1丁目770番地
同 安 里 支 店	〃 字安里468番地の54
同 大 同 支 店	〃 字大道173番地
同 大道支店 出 張 所	〃 字大道292番地の1
同 大 松 支 店 出 張 所	〃 字松川301番地
同 真 和 志 支 店	〃 字寄宮205番地の11
同 真和志支店 出 張 所	〃 字壺屋町244番地
同 真和志支店 出 張 所	〃 字大道305番地
同 首 里 支 店	〃 首里儀保町2丁目42番地
同 崇 元 寺 支 店	〃 泊1丁目7番地1
同 前 島 支 店	〃 前島1丁目12番地9
同 泊 支 店	〃 泊3丁目1番地4

同 曙 町 支 店
 同 安 謝 支 店
 同 神 原 支 店
 同 國 際 中 通 支 店
 同 古 島 支 店
 同 小 祿 支 店
 同 田 原 支 店
 同 宮 城 支 店
 同 浦 添 支 店
 同 糸 満 支 店
 同 与 那 原 支 店
 同 西 原 支 店
 同 普 天 間 支 店
 同 普 天 間 支 店
 同 大 山 出 張 所
 同 謝 苅 支 店
 同 諸 見 支 店
 同 園 田 支 店
 同 コ ザ 支 店
 同 本 町 支 店
 同 安 慶 田 出 張 所
 同 十 字 路 支 店
 同 嘉 手 納 支 店
 同 赤 道 支 店
 同 安 慶 名 支 店
 同 石 川 支 店
 同 金 武 支 店
 同 名 護 支 店
 同 宮 古 支 店
 同 西 里 支 店
 同 八 重 山 支 店
 同 大 謝 名 支 店
 同 本 部 支 店

那覇市安謝246番地
 // 字安謝653番地
 // 字樋川50番地2
 // 牧志町2丁目56番地
 // 字古島70番地1
 // 字小祿815番地の4
 // 字宇栄原1254番地の4
 浦添市字宮城181番地
 // 字屋富祖235番地
 糸満市字糸満866番地の1
 与那原町字与那原3129番地
 西原村字嘉手苅102番地
 宜野湾市字普天間158番地
 宜野湾市字大山1005番地
 北谷村字吉原17番地
 コザ市字諸見里289番地の3
 // 字上地258番地
 // 字胡屋1370番地
 // 字照屋60番地
 // 字安慶田50番地
 美里村字宮里63番地
 嘉手納村字嘉手納719番地
 具志川市字赤道30番地の41
 // 字安慶名483番地
 石川市字石川238番地
 金武村字金武47番地
 名護市字名護432番地
 平良市字下里551番地
 // 字西里176番地
 石垣市字大川280番地
 宜野湾市字地泊199番地
 本部町字渡久地1番地の8

沖縄県指定代理金融機関公金取扱店

店 舗 名	所 在 地
琉球銀行本店	那覇市久茂地1丁目13番地1
沖縄県庁内出張所	〃 泉崎1丁目2番地32
那覇市役所内出張所	〃 泉崎1丁目1番地の1
那覇空港内出張所	〃 鏡水306番地の1
同 松 尾 支 店	〃 字松尾107番地の1
同 沖 映 通 り 支 店	〃 牧志町1丁目672番地
同 壺 屋 支 店	〃 牧志町2丁目108番地の2
同 牧 志 支 店	〃 牧志町1丁目787番地
同 市 場 前 支 店	〃 字樋川48番地の8
同 樋 川 支 店	〃 字二中前309番地
同 与 儀 支 店	〃 字与儀402番地
同 与儀支店 与儀支店 電々公社内出張所	〃 字寄宮310番地
同 古 波 蔵 支 店	〃 字古波蔵403番地
同 国 場 支 店	〃 字国場219番地
同 寄 宮 支 店	〃 字寄宮153番地
同 三 原 支 店	〃 字大道213番地
同 首 里 支 店	〃 首里鳥堀町1丁目45番地
同 石 嶺 支 店	〃 首里石嶺町4丁目85番地
同 大 道 支 店	〃 字大道67番地
同 安 里 支 店	〃 字安里463番地
同 泊 支 店	〃 泊1丁目6番地の6
同 若 松 支 店	〃 松山2丁目5番地の5
同 上ノ蔵支店	〃 久米1丁目24番地の1
同 小 禄 支 店	〃 鏡原町3丁目31番地の1
同 豊 見 城 支 店	豊見城村字高安411番地
同 安 謝 支 店	那覇市字安謝666番地の2
同 浦 添 支 店	浦添市字屋富祖383番地の1
同 屋 富 祖 支 店	〃 字屋富祖66番地
同 本 部 支 店	本部町字渡久地4番地
同 今 帰 仁 支 店	今帰仁村字仲宗根279番地
同 名 護 支 店	名護市字名護314番地
同 石 川 支 店	石川市字石川238番地
同 金 武 支 店	金武村字金武532番地
同 嘉 手 納 支 店	嘉手納村字嘉手納55番地

同 前 原 支 店	具志川市字安慶名214番地の1
同 屋 慶 名 支 店	与那城村字屋慶名1655番地
同 コザ十字路支店	美里村字宮里138番地の3
同 コザ支店	コザ市字胡屋1402番地
同 諸 見 支 店	コザ市字諸見里189番地
同 普 天 間 支 店	宜野湾市字普天間141番地の2
同 大 謝 名 支 店	〃 字大謝名50番地
同 与 那 原 支 店	与那原町字与那原3080番地の1
同 西 原 支 店	西原村字嘉手苺117番地
同 糸 満 支 店	糸満市字糸満1005番地
同 久 米 島 支 店	久米島具志川村字仲泊1048番地
同 宮 古 支 店	平良市字西里258番地
同 八 重 山 支 店	石垣市字登野城1番地

沖縄県告示第6号

沖縄県財務規則に基づくかいの指定を次のように定める。

昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号に規定するかいを次のように指定する。

東 京 事 務 所	土 地 調 査 事 務 所	那 覇 県 税 事 務 所
コザ県税事務所	名 護 県 税 事 務 所	中 央 保 健 所
那 覇 保 健 所	コザ保 健 所	石 川 保 健 所
名 護 保 健 所	宮 古 保 健 所	八 重 山 保 健 所
那 覇 看 護 学 校	コザ看 護 学 校	公 害 衛 生 研 究 所
南 部 福 祉 事 務 所	中 部 福 祉 事 務 所	北 部 福 祉 事 務 所
宮 古 福 祉 事 務 所	八 重 山 福 祉 事 務 所	中 央 家 畜 保 健 衛 生 所 宮 古 支 場
肉 用 牛 育 成 セ ン タ ー	中 部 種 畜 育 成 セ ン タ ー	八 重 山 種 畜 育 成 セ ン タ ー
畜 産 試 験 場	家 畜 衛 生 試 験 場	水 産 試 験 場
水 産 試 験 場 八 重 山 支 場	首 里 厚 生 園	名 護 厚 生 園
宮 古 厚 生 園	八 重 山 厚 生 園	首 里 実 務 学 園
石 嶺 児 童 園	中 央 児 童 相 談 所	身 体 障 害 者 更 生 指 導 所
南 部 農 業 改 良 普 及 所	北 部 農 業 改 良 普 及 所	中 部 農 業 改 良 普 及 所
宮 古 農 業 改 良 普 及 所	八 重 山 農 業 改 良 普 及 所	農 業 試 験 場
農 業 試 験 場 名 護 支 場	農 業 試 験 場 八 重 山 支 場	中 央 家 畜 保 健 衛 生 所
北 部 家 畜 保 健 衛 生 所	中 央 家 畜 保 健 衛 生 所 八 重 山 支 場	宮 古 土 木 事 務 所
八 重 山 土 木 事 務 所	下 水 道 管 理 事 務 所	国 頭 教 育 事 務 所
中 頭 教 育 事 務 所	林 業 試 験 場	北 部 林 業 事 務 所
北 部 農 林 土 木 事 務 所	南 部 農 林 土 木 事 務 所	八 重 山 農 林 土 木 事 務 所
宮 古 農 林 土 木 事 務 所	中 部 農 林 土 木 事 務 所	工 業 試 験 場

中小企業総合指導所	那覇専修職業訓練校	コザ専修職業訓練校
那覇渉外労務管理事務所	コザ渉外労務管理事務所	北部土木事務所
中部土木事務所	南部土木事務所	真和志高等学校
豊見城高等学校	糸満高等学校	宮古高等学校
北部農林高等学校	南部農林高等学校	八重山農林高等学校
北部工業高等学校	美里工業高等学校	南部工業高等学校
八重山商工業高等学校	那覇商業高等学校	沖縄水産高等学校
沖縄県立盲学校	沖縄県立ろう学校	島尻教育事務所
那覇教育事務所	宮古教育事務所	八重山教育事務所
辺土名高等学校	北山高等学校	本部高等学校
名護高等学校	宜野座高等学校	石川高等学校
前原高等学校	読谷高等学校	コザ高等学校
普天間高等学校	浦添高等学校	首里高等学校
那覇高等学校	小禄高等学校	知念高等学校
久米島高等学校	八重山高等学校	中部農林高等学校
宮古農林高等学校	沖縄工業高等学校	中部工業高等学校
那覇工業高等学校	宮古工業高等学校	中部商業高等学校
南部商業高等学校	澄井小中学校	沖縄県立教育センター
具志川警察署	普天間警察署	渡久地警察署
嘉手納警察署	糸満警察署	八重山警察署
警察学校	宮古水産高等学校	大平養護学校
鏡ヶ丘養護学校	那覇養護学校	那覇警察署
コザ警察署	名護警察署	石川警察署
与那原警察署	宮古警察署	

沖縄県告示第7号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条並びに公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定に基づき、公衆浴場の入浴料金を次のとおり定める。

昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県公衆浴場入浴料金

大 人 (満12歳以上の者)	中 人 (満6歳以上12歳未満の者)	小 人 (満6歳未満の者)	婦 人 洗 髪 料
54円	47円	36円	11円

沖縄県告示第8号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬価基準）のうち、保存血液の購入価格を次のように定める。

昭和41年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

保存血液の購入価格

200ml 1本につき 1,550円

沖縄県告示第9号

健康保険法（大正11年法律第70号）第2条第2項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条第2項、日雇労働者健康保険法（昭和28年法律第207号）第4条第2項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第25条の規定により被保険者の受ける金銭以外の報酬の標準価格を次のように定める。

昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

1 食事の給与

1人1月につき 4,140円

1人1日につき 138円

(内訳 朝食34円 昼食52円 夕食52円)

2 住宅の給与

1人1月1畳につき 200円

3 被服その他の給与

時価とする。

沖縄県告示第10号

健康保険法（大正11年法律70号）第44条の2、船員保険法（昭和14年法律第73号）第29条の2、日雇労働者健康保険法（昭和28年法律第207号）第16条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の規定に基づく療養費の支給について、看護料を支給する場合の算定基準を次のように定める。

昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

看護料算定基準

種別	疾 病 の 種 類	1 日 当 り 看 護 料		
		看 護 婦	准 看 護 婦	看 護 補 助 者
第1類	普通病	2,280円	1,820円	1,600円
第2類	伝染病〔赤り、(えきりを含む。)、腸チフス、パラチフス、しょうこう熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、日本脳炎〕急性灰白髄炎、開放性結核、結核病棟に収容された患者に係る非開放性結核及び精神病	2,740円	2,180円	1,920円
第3類	特殊伝染病(コレラ、とうそう、発しんチフス及びペスト)	3,420円	2,730円	

(備考)

- 1 この基準は1日当りの看護料の最高額を示したものであつて、食費、寝具料等を含むものとする。
- 2 徹夜看護をした場合は、1日当りの看護料の2割5分を加算できるものとするが当該加算は、医師が療養上徹夜看護を必要としてその旨指示した場合に限るものとする。
- 3 看護婦又は准看護婦を付き添わせた場合の看護料の請求に際しては、当該看護婦又は准看護婦の免許証の写を添付すること。
- 4 看護婦又は准看護婦を求めることができず、やむを得ず看護補助者(患者の親族友人等を除く。)を付き添わせた場合の看護料は、その者が主治医又は保険医療機関等の施設の看護婦の指揮を受けて、看護補助を行なっている旨を当該施設の長が証明する場合に限り支給する。
- 5 在宅患者の看護については、看護補助者は認めない。

沖縄県告示第11号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第3の規定に基づき、二級建築士試験の受験資格を次のとおり認定したので告示します。

昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験の受験資格

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第3号の規定に基づき、知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定める。

- 第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限2年以上の学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 2 実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第36号)による建築科又は土木科の検定に合格した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
 - 3 学校教育法による高等学校又は中等学校令による中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限1年以上の学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
 - 4 学校教育法による中学校を卒業したことを入学資格とする修業年限3年以上の学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
 - 5 学校教育法による中学校を卒業したことを入学資格とする修業年限2年以上の学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して5年以上の実務の経験を有する者
 - 6 学校教育法による中学校を卒業したことを入学資格とする修業年限1年以上の学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して6年以上の実務の経験を有する者
- 第2条 昭和46年4月8日付建設省告示第668号(以下「告示」という。)第2号に掲げる経営工学(建築専攻に限る。)の課程を修めて卒業した者
- 2 告示第1号及び第3号に掲げる課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - 3 告示第2号に掲げる課程(経営工学を除く。)を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - 4 告示第4号及び第6号に掲げる養成所において、建築学科若しくは建築科の課程を修めて卒業した者、又はこれらの養成所において土木工学若しくは土木科の課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - 5 告示第5号に掲げる職業訓練大学校において、建築科の課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

6 告示第7号及び第8号に掲げる検定において、建築科の検定に合格した者又はこれらの検定において、土木科の検定に合格した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

第3条 第1条及び第2条各項に掲げる者の他、知事が建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

沖縄県告示第12号

沖縄県行政組織規則第198条第2項の規定に基づき、沖縄県職員の駐在等に関する規程を次のように定める。

昭和47年5月15日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県職員の駐在等に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、沖縄県組織規則(昭和47年規則第2号)第198条の規定に基づき、沖縄県職員(以下「職員」という。)を、その所属する機関の所在する場所以外の場所に駐在させ、もつて迅速かつ能率的な事務執行を図ることを目的とする。

(駐在場所等)

第2条 駐在させる職員(以下「駐在職員」という。)の駐在場所、担当区域等については別表のとおりとする。

(指揮系統)

第3条 駐在職員は、所属機関の長及び駐在職員の所属する組織の長(以下「所属長」という。)の指揮を受けて、その事務に従事する。

(報告)

第4条 駐在職員は、駐在職員の所属長が定めるところにより、毎月10日までに前月分の勤務状況報告書を所属長に提出しなければならない。

(簿冊)

第5条 駐在職員は、駐在職員の所属長が別に定めるもののほか、次の各号に掲げる簿冊を備え、常時これを整理しておくなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 文書整理補助簿
- (3) 消耗品受払補助簿
- (4) 郵便切手受払補助簿
- (5) 電話使用簿
- (6) 勤務日誌

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

所属機関	駐在場所	担当区域	担当・事務
総務部 職員厚生課	金武村字伊芸		保養所の管理に関すること。
北部福祉事務所	国頭村字刃土名	国頭村	福祉事務所業務に関すること。
	東村字長浜	東村	
	伊江村字東江前	伊江村	
	伊平屋村字我喜屋	伊平屋村	
	伊是名村字仲田	伊是名村	
南部福祉事務所	具志川村字仲泊	具志川村	
	仲里村字比嘉	仲里村	
宮古福祉事務所	多良間村字仲筋	多良間村	
八重山福祉事務所	与那国町	与那国町	
中央保健所	那覇市泉崎	那覇市の旧那覇市	保健婦業務に関するこ。
	那覇市寄宮	那覇市の旧真和志	
	那覇市首里当之蔵	那覇市の旧首里市	
	那覇市高良	那覇市の旧小禄村	
那覇保健所	豊見城村上田	豊見城村	保健婦業務に関するこ。
	糸満市糸満	糸満市一円(旧三和村除く)	
	佐敷村佐敷	佐敷村	
	東風平村東風平	東風平村	
	具志頭村具志頭	具志頭村	
	玉城村富里	玉城村	
	知念村久手堅	知念村	

	大里村仲程	大 里 村	
	南風原村兼城	南 風 原 村	
	与那原町与那原	与 那 原 町	
	西原村我謝	西 原 村	
	浦添市仲間	浦 添 市	
	渡嘉敷村渡嘉敷	渡 嘉 敷 村	
	座間味村座間味	座 間 味 村	
	渡名喜村渡名喜	渡 名 喜 村	
	粟国村西	粟 国 村	
	南大東村	南 大 東 村	
	北大東村	北 大 東 村	
	具志川村嘉手苺	具 志 川 村	
	仲里村比嘉	仲 里 村	
コザ保健所	コザ市胡屋	コ ザ 市	保健婦業務に関する こと。
	宜野湾市普天間	宜 野 湾 市	
	美里村美里	美 里 村	
	読谷村波平	読 谷 村	
	嘉手納村嘉手納	嘉 手 納 村	
	北谷村吉原	北 谷 村	
	北中城村喜舎場	北 中 城 村	
	中城村当間	中 城 村	
	石川市石川	石 川 市	
	具志川市平良川	具 志 川 市	

石川保健所	恩納村恩納	恩 納 村	保健婦業務に関する こと。
	宜野座村宜野座	宜 野 座 村	
	金武村金武	金 村 武	
	与那城村屋慶名	与 那 城 村	
	勝連村平安名	勝 連 村	
名護保健所	名護市東江	名護市の旧名護市	保健婦業務に関する こと。
	名護市仲尾次	名護市の旧羽地村	
	名護市饒平名	名護市の旧屋我地村	
	名護市屋部	名護市の旧屋部村	
	名護市瀬嵩	名護市の旧久志村	
	国頭村辺土名	国頭村 <small>(宜名真駐在の管轄を除く区域の内)</small>	
	国頭村宜名真	国頭村 <small>(奥、楚州、宜名真、宇嘉、辺野喜、佐手、謝敷)</small>	
	東村平良	東 村	
	大宜味村大宜味	大 宜 味 村	
	今婦仁村仲宗根	今 婦 仁 村	
	本部町渡久地	旧、本 部 町	
	本部町謝花	本部町の旧上本部	
	伊江村東江前	伊 江 村	
	伊平屋村前泊	伊 平 屋 村	
	伊是名村仲田	伊 是 名 村	
平良市西里	平良市(池間島除く。)	池 間 島	
	平良市池間		

宮古保健所	下地町上地	下地町一円(来間島含む。)	保健婦業務に関すること。
	上野村上野	上野村	
	城辺町福里	城辺町	
	伊良部村国仲	伊良部村南部	
	伊良部村前里添	伊良部村北部	
	多良間村仲筋	多良間村	
八重山保健所	石垣市登野城	石垣市一部 竹富町の { 鳩間 } 一部 { 新城 }	保健婦業務に関すること。
	石垣市川平	石垣市の一部(富野、米原、吉原、仲筋、川平、崎枝)	
	石垣市伊原間	石垣市の一部(野底、舟越、伊原間、明石、久字良、吉野、平久保、平野)	
	石垣市大川	竹富町、小浜島、黒島及び石垣市の一部	
	竹富町祖納	西表島西部	
	竹富町大富	西表島東部	
	竹富町波照間	波照間島	
	与那国町祖納	与那国町	
中央児童相談所	平良市	平良市及び宮古郡	児童相談業務に関すること。
	石垣市	石垣市及び八重山郡	
コザ児童相談所	名護市	名護市及び国頭郡	
臨時准看護婦養成所	平良市	平良市及び宮古郡	准看護婦養成に関すること。
	石垣市	石垣市及び八重山郡	
	国頭村字奥	国頭村字奥、字楚州	

北部林業事務所	国頭村字辺野喜	国頭村字辺野喜、 字宇嘉、字謝敷	森林保護等に関する こと。
	東村字有銘	東村字慶佐次、伊 是名、名護市字天 仁屋、字嘉陽、字 源河	
北部農業改良普及 所	伊是名村	伊 是 名 村	農業改良及び生活 改善の普及指導業 務に関すること。
	伊平屋村	伊 平 屋 村	
	伊江村	伊 江 村	
南部農業改良普及 所	仲里村	仲 里 村	
	具志川村	具 志 川 村	
	粟国村	粟 国 村	
	南大東村	南 大 東 村	
宮古農業改良普及 所	北大東村	北 大 東 村	
	伊良部村	伊 良 部 村	
八重山農業改良普及 所	多良間村	多 良 間 村	
	与那国町	与 那 国 町	
中央家畜保健衛生 所	読谷村	読谷村、北谷村、 嘉手納村	家畜保健衛生に関 する業務
	勝連村	勝連村、与那城村	
	仲里村	仲里村、具志川村	
	渡名喜村	渡 名 喜 村	
	粟国村	粟 国 村	
	南大東村	南、北大東村	
	多良間村	多 良 間 村	
	与那国町	与 那 国 町	

北部家畜保健衛生所	国頭村	国頭村	家畜保健衛生に関する業務
	本部町	本部町	
	伊江村	伊江村	
	伊是名村	伊是名村	
	伊平屋村	伊平屋村	
土地調査事務所	名護市	名護市、国頭郡、島尻郡の内伊平屋村及び伊是名村	土地調査に関する業務

